

公 示 日 : 2021 年 6 月 2 日

調達管理番号 : 21a00327

国 名 : カンボジア国

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名 : カンボジア国灌漑・排水施設標準設計策定プロジェクト詳細計画
策定調査（灌漑・排水）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 灌漑・排水
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 7 月下旬から 2021 年 10 月上旬
- (2) 業務 M/M : 現地 1.13M/M、国内 0.5M/M、合計 1.63M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	34 日	5 日

※上記 M/M には隔離期間は反映されていない

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 6 月 23 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 7 月 7 日 (水) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	灌漑・排水
対象国／類似地域	カンボジア国／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等： 特になし
- (2) 必要予防接種： 特になし

6. 業務の背景

メコン川とトンレサップ川からの豊富な水に恵まれ、カンボジアは歴史的に農業を主要産業として発展してきた。1970年から国家としての困難を経験したものの、その後、水資源気象省（以下、「MOWRAM」という。）が灌漑システムの復旧と新規開発を推進したことも背景となり農作物の生産量は増加し、主食であるコメを含む穀物生産量でみると、現在は 1,229 万トン（FAO、2019 年）となり、1970 年代と比較すると約 8 倍に伸びている。

しかし、縫製業の発展や観光セクターの成長などを背景に、現在、経済構造の多様化が進んでおり、都市部へ移り住む人口も増えている。結果として、農業に従事する労働者の割合は 2000 年の 73.5% から 2019 年には 34.5%にまで減少した¹。経済構造の変化に伴い農業セクターを支える労働力が縮小する中で、カンボジア政府は農業セクターを支えるため、その生産性の向上を重要視している。また一方で予想外の経済不況などの際に、脆弱な労働者リスクを吸収するセーフティーネットとしての機能も農業セクターは有しており、2018 年に策定された国家開発戦略である「第四次四辺形戦略」において、農業セクターの重要性が述べられている。よって今後は農業の近代化を推進し、更なる生産性の向上を

¹ World Development Indicators

進めていく必要があり、そのためにも安定的かつ効率的な灌漑用水が極めて重要な役割を担う。

前述の通り、MOWRAM は過去数年間にわたり、必要な灌漑用水の提供を通じて、農業生産性の向上に貢献してきた。今後は、農業バリューチェーンにおける農産物の品質・付加価値向上のためにも、安定かつ十分な灌漑用水の供給が重要である。MOWRAM は「国家戦略開発計画（2019-2023）」を定め、年間 30,000 ha の灌漑面積拡大を目指し、灌漑システムの復旧と改善を進めている。しかし、カンボジア政府が灌漑・排水施設に関する標準設計基準を有していないことから、様々な開発パートナーから支援を受けて実施している灌漑・排水に関する事業では、開発パートナー毎に異なる設計基準が用いられている。そのため、MOWRAM は各設計基準を参照して設計の確認、完成後の維持管理を行う必要がある。しかし、用いられる全ての設計基準に習熟するのは難しく、十分な設計確認および適切な維持管理ができないリスクがある他、業務が非効率となり、結果的にカンボジア国内の灌漑・排水技術の発展に支障をきたしている。

このような状況の中、カンボジア政府は効率的・効果的な灌漑システムの開発と維持管理及びカンボジア国内の灌漑・排水技術向上のために、標準設計基準を定め、その内容を MOWRAM 職員が習熟するための能力強化を目的として、我が国政府に対し、「灌漑・排水施設標準設計策定プロジェクト」（以下、「本事業」という）の実施を要請した。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に関するデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、本事業の詳細計画策定のために必要な以下の調査を行う。特にカンボジアの灌漑・排水分野の現状を十分に精査し、本事業により策定される標準設計基準が、灌漑開発事業の中でカンボジアの灌漑技術者により効果的かつ効率的に活用されるための設計業務実施体制の在り方、および建設された灌漑施設を実際に利用・維持管理する現場のニーズの確認も本調査では重要な視点であることを踏まえて調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間

① 関連資料・情報の収集・分析等

ア) 既存の文献、関連する情報等（担当分野に関する政策等）の収集・分析・内容把握を行う。また、JICA 及び他ドナーによる関連案件の成果、課題、教訓を把握する。

- イ) 収集すべき情報・資料リスト（案）（英文）を作成する。
 - ウ) 関連する資料を収集し、分析・内容把握を行う。
 - ② カンボジアの関連する案件の専門家等からの情報収集
 - ア) Eメールやオンライン会議等を通して情報収集を行う。灌漑分野の状況や本事業に関連する情報等を確認するとともに、質問票やインタビュー内容についても助言をもらう。
 - ③ 調査内容（案）及び調査日程（案）の作成
 - ア) 担当分野の調査内容（案）及び調査日程（案）を作成する。環境社会配慮、ジェンダー、気候変動リスクについても調査項目に含めるよう留意する。
 - イ) 発注者と内容を確認する。
 - ④ 事前質問票（案）の検討・作成
 - ア) 相手国側関係機関・関係者（C/P 機関、他ドナー、灌漑施設の利用農家等）に対する担当分野の事前質問票（案）（英文）を作成する。
 - イ) 発注者と内容を確認したうえで、JICA を通じて配布する。
 - ウ) 事前質問票の結果を取りまとめ、必要に応じて現地調査内容に反映させる。
 - ⑤ インタビュー（案）の検討・作成
 - ア) 相手国側関係機関・関係者（C/P 機関、他ドナー、灌漑施設の利用農家等）のインタビューリスト（案）及び内容（案）を作成する。
 - イ) 発注者と内容を確認する。
 - ⑥ 会議への参加
 - ア) 団内打合せ、各種会議等に参加する。
 - イ) 必要に応じて打合せ、会議等で用いる資料を作成する。
 - ウ) 他団員と協力して議事録を作成する。
- (2) 現地業務期間
- ① 調査手法・調査内容の説明
 - ア) 相手国 C/P 機関に対し、プロジェクトの調査内容について説明を行う。
 - ② 情報収集・整理、インタビューの実施
 - ア) 以下の情報収集・整理・分析を行う。（調査はプノンペンおよび灌漑・排水施設のある地方部で実施する）
 - ・相手国の関連政策
 - ・相手国 C/P 機関にかかる情報（関連業務の活動実績、関連する職員、能力等。その他関連分野における必要な情報）

- ・ 農業及び灌漑・排水分野の現況・課題・今後の方針
 - ・ 現状の設計基準に係る状況・データ（既存の設計基準及び関連マニュアルの収集・分析も含む）
 - ・ 実際の灌漑・排水施設での状況（現状の設計基準の機能の確認・問題点、設計基準に関連するデータの分析、設計諸元との整合性確認等も含む）
 - ・ 灌漑・排水施設に関連する関係者（政府側や灌漑施設を利用する農家等）の施設の利用状況（政府側の設計基準の活用状況や農家の施設利用状況・問題点等も含む）
 - ・ 関連分野における他ドナーの援助動向・実績、連携可能性、役割分担
 - ・ 業務実施者が参加した協議やインタビューの整理（議事録作成）
 - ・ その他関連する分野における必要な情報
- ③ 調査結果を踏まえて、本事業で策定を目指すべき標準設計基準やマニュアルの種類や策定までのアプローチ、案件実施上の留意点等を分析・検討する。
 - ④ 本事業の中での標準設計基準の実証事業の可能性（実施方法、対象サイト等）について分析・検討する。
 - ⑤ C/P 機関等との協議
 - ア) C/P との協議に参加し、必要に応じて調査結果や分析等を取りまとめて発表する。
 - ⑥ 調査結果を踏まえて、PDM 案（和文、英文）、PO 案（和文・英文）、プロジェクトの運営体制、実施上の留意点等を、他団員と協力して検討・提案し、相手国関係者との協議に参加する。特に灌漑・排水の専門的知見からの助言を担当する。
 - ⑦ Minutes of Meetings（以下、「M/M」という）（英文）の作成に協力する。
 - ⑧ 他団員と協力して協議、インタビューに係る議事録を作成する。

（４） 帰国後整理期間

- ① 団内打合せ、帰国報告会に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 事業事前評価表（案）の作成に際して、そのとりまとめに協力する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務完了報告書

2021年9月30日までに提出。

次の①～②を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 調査における面談議事録（担当分）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒プノンペン⇒日本を標準とします。
ただし、コロナ禍により直行便が飛んでいない場合は、他の航路について発注者と協議し決定する。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現時点では、現地業務期間は2021年8月17日～9月18日（8月1日のフライトで渡航し2週間の隔離期間後の現地業務開始を想定）を予定しています。現地業務の当初2週間は他の調査団員に先行して業務従事者のみで現地業務を実施する予定です。

新型コロナウイルスに関連して、公示時点でカンボジア渡航時に2週間の隔離が必要となっています。カンボジア政府の防疫措置により渡航者個人による手配等が必要となる事項については、「③便宜供与内容」に記されている事項であっても、業務従事者に対応をお願いすることがあります。また、帰国後については日本政府の方針に基づいた隔離措置を遵守いただきます。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は以下を予定しています。

- ア) 団長/総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（公示予定）
- エ) 灌漑・排水（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA カンボジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり。

- イ) 宿舎手配：あり。
- ウ) 車両借上げ：あり。(JICA 官団員との調査期間については、JICA 官団員と同乗する場合があります)
- エ) 通 訊 備 上：あり。(英語⇄クメール語)
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。官団員と別日程となる調査のアレンジについては、業務従事者によるアポイント取り付けが必要になる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8424) にて配布します。
 - ・本プロジェクト要請書、本プロジェクト案件調査票
- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動

手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航の状況及び業務内容やその方法をリモートに変更等の場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期や業務内容・方法等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上